

復興・再生に向けた行財政運営方針

平成27年度における 主な取組状況



平成28年6月
福島県行財政改革推進本部

目次

I 視点1 復興を支える財源の確保と財政健全性の確保	1
1 自主財源の確保	
2 国からの復興財源確保	
3 原子力損害賠償金の確保	
4 財政健全性の確保に向けた歳入・歳出両面からの徹底した精査	
II 視点2 復興を加速させる執行体制の強化	5
1 復興・再生を着実に推進するための体制整備	
2 復興・再生に向けた人員の確保	
3 復興・再生を担う人材の育成	
4 多様な主体との協働の推進	
III 視点3 復興を進める市町村との連携強化	13
1 復興・再生に当たっての課題解決に向けた連携	
2 市町村の行政運営に対する人的支援等	
3 復興・再生に向けた取組に対する支援の充実強化	
4 市町村の財政運営に対する支援	
IV その他の取組	20
1 分かりやすく積極的な情報の発信	
2 継続的な行財政改革への取組	

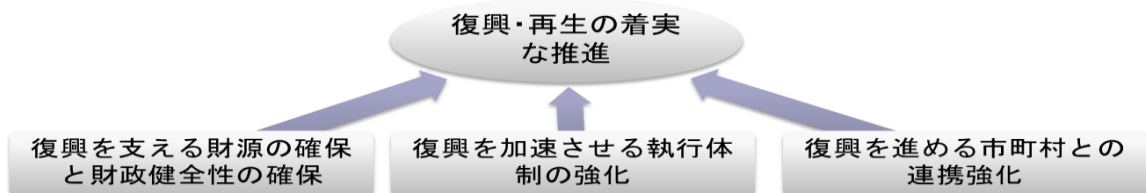
復興・再生に向けた行財政運営方針【概要】

位置付け

復興・再生を着実に推進していくためには、行財政運営の明確な方向性を持ちながら、様々な課題に対して迅速かつ柔軟に対応することが求められることから、復興・再生に向けた当面の行財政運営の基本的な考え方を示すもの。

概要

- 【基本的考え方】 財源の確保や執行体制の強化、市町村との連携強化が重要な課題となっていることから、次の3つの視点に重点を置いた柔軟な行財政運営を推進していく。
- 《視点1》復興を支える財源の確保と財政健全性の確保
 - 《視点2》復興を加速させる執行体制の強化
 - 《視点3》復興を進める市町村との連携強化
- 【対象期間】
- 概ね5年間（平成24年10月策定）
 - 復興・再生の状況等を踏まえ、新たな行財政改革大綱の策定を検討。
- 【進行管理】
- 行財政改革推進委員会から助言をいただきながら行財政改革推進本部において進行管理。
 - 毎年度、取組の推進状況等を踏まえ点検を行い、重点的に取り組むべき課題や今後の方向性等を明確にし、必要に応じて見直しを行う。





【取組方針】

- 1 自主財源の確保
 - (1) 財源捻出等による歳入確保
 - (2) 県税収入の確保
- 2 国からの復興財源確保
 - (1) 復興・再生を推進するための財源措置の要求
 - (2) 新たに生ずる課題への財源確保
- 3 原子力損害賠償金の確保
- 4 財政健全性の確保に向けた歳入・歳出両面からの徹底した精査

1 自主財源の確保

(1) 財源捻出等による歳入確保

◆歳入の確保

内部管理経費の節減や事務事業の見直しを行うとともに、県債や基金の活用等により歳入の確保に努めました。

《震災・原子力災害対応分》		
・原子力災害等復興基金の活用		970 億円（平成28年度当初予算ベース）ほか
《通常分》		
・事務事業の抜本的な見直し等		18 億円（平成28年度当初予算ベース）
・県債の更なる活用		108 億円（ " " ）ほか

◆県有財産の活用

歳入確保を図るため、未利用財産の処分を進めるとともに、県有財産を有効活用した広告事業や行政財産の貸付を公募により行いました。

県有財産活用	件数	金額
未利用財産処分	4件	95.8百万円
広告事業	15件	22.6百万円
貸付事業	89件	236.4百万円

(2) 県税収入の確保

◆個人県民税徴収対策の実施

県税全体の未納繰越額の約7割を占める個人県民税について、賦課徴収権を有する各市町村との連携を深めるため、全県及び各地域で滞納整理推進会議を開催し、一部で特別徴収義務者の一斉指定を開始するなど、各地域の実情を踏まえた個人県民税徴収対策を実施しました。

《市町村と協議の上直接徴収した個人住民税》

年度	件数	金額(千円)
平成27年度	4,278	112,062
平成26年度	4,023	95,120
平成25年度	4,235	107,523

◆福島復興再生特別措置法等に基づく課税の特例制度の周知広報

企業の設備投資や雇用機会の拡大等、税源の涵養に結びつけるため、福島復興再生特別措置法等に基づく課税の特例制度の周知広報に努めました。（県HPへの掲載、県及び関係団体が開催する会議、催事でのPR等）

◆県税収納方法の検討

自動車税定期課税において、これまでのコンビニエンスストアでの納付方法のほか、クレジット納付導入の検討を行い、平成28年度からインターネットを利用したクレジットカードによる納付方法を導入することとしました。

今後の取組 の方向性

- 引き続き、あらゆる手段による歳入の確保に努めます。
- 県税収入の確保を図るため、個人県民税徴収対策を一層推進するとともに、福島復興再生特別措置法等に基づく課税の特例制度を適正に運用します。

2 国からの復興財源確保

(1) 復興・再生を推進するための財源措置の要求

◆震災復興特別交付税等の確保

国に対し、あらゆる機会を通じて、震災復興特別交付税を始め、震災からの復興・再生に必要な財源措置を求め、震災復興特別交付税について通常分とは別枠で確保されました。

《震災復興特別交付税》

年度	金額(億円)	
平成28年度	907	(当初予算ベース)
平成27年度	853	(交付決定ベース)
平成26年度	749	(交付決定ベース)

◆「原子力災害からの福島復興再生協議会」における復興推進に必要な予算措置の要求

国に対し、本県の復興推進に必要な重点事項への平成28年度予算措置を要求し、国の平成27年度補正予算、平成28年度当初予算において財政措置されました。

・協議会の開催実績 2回 (平成27年8月8日 平成28年3月27日)

◆継続的な財源措置

避難地域の帰還に向けた環境整備、長期避難者等の生活拠点の形成等に対し財源措置された「福島再生加速化交付金」について、弾力的な運用と十分な予算確保の継続を国に要望し、平成28年度当初予算で財政措置されました。

交付金	平成26年度	平成27年度	平成28年度
福島再生加速化交付金	1,088億円	1,056億円	1,012億円

(2) 新たに生ずる課題への財源確保

◆「復興・創生期間」における復興財源の確保

集中復興期間（平成23年度から27年度の5年間）終了後の平成28年度以降5年間の「復興・創生期間」における復興財源について、あらゆる機会を捉えて、本県の実情を訴え、必要な財源の確保に取り組みました。

その結果、復興・創生期間において、被災地全体で6.5兆円程度の復興財源が確保され、うち本県分は、2.3兆円にイノベーション・コスト構想関連経費を加えた財源が見込まれました。（除染や中間貯蔵施設など国が東京電力に対して求償する経費を除く。）

また、復興事業のうち、地域振興策や将来の災害の備えといった全国共通の課題への対応については、地方負担の導入や復興特別会計から一般会計への移行等が決定されましたが、原子力災害の影響が広範囲かつ長期に及び本県の特異性を訴えた結果、負担の極小化が図られました。

《主な負担軽減》

- ・ 復興の基幹的事業や原子力災害由来事業は、引き続き全額国庫負担
- ・ 避難地域12市町村内の事業は、県事業も含めて全額国庫負担
- ・ 相馬・福島道路の全額国庫負担
- ・ 地方負担が必要となる東北自動車道以西の道路であっても、沿岸部や避難地域12市町村等の関連事業は、引き続き復興特別会計で措置
- ・ 平成27年度限りで終了とされた事業のうち、震災等対応雇用支援事業等の支援継続

今後の取組 の方向性

■ 復興の動きを加速化するために、引き続き、国に対して継続・安定的な財源措置及びより広くきめ細かなニーズに対応可能な制度の運用を求めていきます。

3 原子力損害賠償金の確保

◆原子力損害賠償金の請求

平成23年度から25年度までの一般会計分及び平成26年度の公営企業会計分の損害を取りまとめ、平成27年度に東京電力に対して損害賠償請求を行いました。

また、病院事業については、平成27年3月以降の将来分の営業損害に係る賠償として、直近の年間逸失利益の2倍相当額を請求し、全額支払いを受けました。

《原子力損害賠償額(累計)》

一般会計分		請求総額（円）	受領総額（円）
請求対象期間	請求日		
平成23年度	平成24年 7月 6日	6,324,994,195円	3,915,963,659円
平成23年度～平成24年度	平成25年10月31日	2,937,037,687円	66,525,799円
平成23年度～平成25年度	平成27年 4月22日	1,749,311,036円	0円
計		11,011,342,918円	3,982,489,458円
公営企業会計分		請求総額（円）	受領総額（円）
平成23年度		2,647,239,497円	2,559,312,186円
平成24年度		3,167,556,485円	3,072,040,827円
平成25年度		4,714,829,836円	4,587,816,647円
平成26年度		8,972,230,948円	200,892円
平成27年3月以降分（病院事業）※2		900,779,336円	900,779,336円
計		20,402,636,102円	11,120,149,888円

※1 公営企業会計は下水道事業、工業用水事業、病院事業の計（各年度とりまとめ毎に複数回請求しているため、当該年度分をまとめて記載している。）

※2 平成27年3月以降の将来分の営業損害に係る賠償として、直近の年間逸失利益の2倍相当額を平成27年度中に請求し受領済み

※3 請求額及び受領額は平成28年3月31日現在

今後の取組 の方向性

■引き続き、東京電力に対し、本県が被った損害の全額賠償と早期の支払いを求めています。

4 財政健全性の確保に向けた歳入・歳出両面からの徹底した精査

◆事務事業の見直し

平成28年度当初予算において、限られた財源を効果的に活用していくため、予算主管課長会議やヒアリングを通じて、歳入・歳出両面からの徹底した精査を行いました。

◆歳入の確保【再掲】

内部管理経費の節減や事務事業の見直しを行うとともに、県債や基金の活用等により歳入の確保に努めました。

《震災・原子力災害対応分》

・原子力災害等復興基金の活用 970 億円（平成28年度当初予算ベース）ほか

《通常分》

・事務事業の抜本的な見直し等 18 億円（平成28年度当初予算ベース）

・県債の更なる活用 108 億円（ " " ）ほか

◆「中期財政見通し」を踏まえた計画的な財政運営

平成26年度に策定した「中期財政見通し」を踏まえ、中期的な視点に立った計画的な財政運営に努めました。

今後の取組 の方向性

■全ての事務事業について必要性、優先度及び費用対効果の観点から十分検証を行うとともに、部局横断的な事業の構築と効果的・効率的な執行について徹底を図りながら、引き続き、財政健全性の確保に努めます。



【取組方針】

- 1 復興・再生を着実に推進するための体制整備
- 2 復興・再生に向けた人員の確保
 - (1) 必要な人員の確保と重点的配
 - (2) 国等への働き掛け
 - (3) 職員採用の見直し
- 3 復興・再生を担う人材の育成
 - (1) 職員研修の充実
 - (2) 専門性を持った人材の育成
 - (3) 組織目標の明確化と育成型人事評価制度の確立
- 4 多様な主体との協働の推進
 - (1) 協働を推進する仕組みや体制づくり
 - (2) アウトソーシングの推進
 - (3) 専門的な知識を持った人材の活用

1 復興・再生を着実に推進するための体制整備

◆組織改正

復興・再生の取組の中で生じる様々な行財政運営上の課題等に迅速かつ的確に対応し、「復興・創生期間」における新たな復興の段階への道筋を確かなものにしていくため、次のとおり事務所移転を含む組織改正等を行いました。

《平成28年度組織改正の主な内容》

- ロボット関連拠点の整備に向けた体制強化
 - ・産業創出課内に「ロボット産業推進室」を新設
- 東京オリンピック・パラリンピックに向けた推進体制の強化
 - ・文化スポーツ局内に「東京オリンピック・パラリンピック担当課長」を新設
- 全国植樹祭の開催に向けた推進体制の強化
 - ・森林保全課内に「全国植樹祭推進室」を新設
- 全国高校総体の開催準備に向けた推進体制の強化
 - ・健康教育課内に「全国高校総体推進室」を新設
- 原子力等立地地域復興事務所の双葉郡への移転
 - ・「ふたば復興事務所」に改称の上、広野町に移転

◆新生ふくしま復興推進本部の運営

「新生ふくしま復興推進本部」の下、全庁一丸となって復興・再生を推進するとともに、スピード感を持って確実に“新生ふくしま”の実現に取り組みました。

○平成27年度開催実績 12回

《主な取組状況》

- ・「第3次復興計画」を改定し、避難地域等復興加速化、新産業創造、風評・風化対策を新規プロジェクトとして追加
- ・部局横断的な風評・風化対策を強化するため、風評・風化対策プロジェクトチームを設置し、「風評・風化対策強化戦略」を策定
- ・イノベーション・コースト構想各検討分科会（エネルギー関連産業、農林水産分野）の第1次取りまとめ
- ・応急仮設住宅の供与終了に伴い、移転費用補助等の「帰還・生活再建に向けた総合的な支援策」を取りまとめ

◆財務事務の適正化に向けた執行状況確認・自己点検

重点事業407事業及び重点事業以外の主要事業89事業について、四半期毎に新生ふくしま復興推進本部において、歳入・歳出予算の執行状況の確認・点検を行い、予算の適切な執行管理を始め財務事務の適正化に努めました。

◆組織改正（警察本部）

震災後の社会情勢・治安情勢の変化に対応できる県警察を構築し、県民の安全・安心の確保を図り、本県の復興及び再生を治安面から力強く支えるため、次のとおり組織体制を整備しました。

《平成28年度組織改正の主な内容》

- 双葉署本署における一部業務の再開
- 避難指示区域等における駐在所の業務再開
（福島署山木屋駐在所、双葉署楢葉駐在所、葛尾駐在所、南相馬署小高駐在所）

◆復興・再生に向けた拠点施設の整備

県民が将来にわたって安心して暮らせる環境の創造や復興・再生に向けた各種研究開発・産業創出等のための拠点整備に取り組みました。

《主な拠点整備施設》

拠点施設	供用開始（一部供用開始を含む）
環境創造センター	平成27年10月
浜地域農業再生研究センター	平成28年 3月
ふくしま医療機器開発支援センター	平成28年度予定
ふくしま国際医療科学センター	平成28年度予定

今後の取組 の方向性

■ 新生ふくしま復興推進本部の下、全庁一体となって、復興・再生の着実な推進を図るとともに、新たに生じた行政課題に的確に対応するため、不断に組織体制等の見直しを図ります。

■ 増大する復興・再生事業を適切に執行するため、迅速かつ確実な業務の執行に努めるとともに、チェック機能の確保や財務事務の適正化に取り組んでいきます。

2 復興・再生に向けた人員の確保

(1) 必要な人員の確保と重点的配置

◆必要な人員の確保

平成28年度に向けて正規職員や任期付職員の採用を行ったほか、他県等や国の独立行政法人等からの職員受入れなど、多様な方策により必要な人員を確保し、適正な配置に努めました。

- ① 平成28年度正規職員（知事部局）8名増員 ※平成28年4月1日現在
- ② 平成28年度任期付職員（知事部局）13名増員 ※平成28年4月1日現在
※（任期付職員更新者及び市町村派遣者8名を含む）
- ③ 民間企業や独立行政法人等の職員を民間企業等に在籍したまま県で採用する制度を活用し、11人を採用（JAEA、(独)都市再生機構、東京都住宅供給公社等） ※平成28年4月1日現在
- ④ 他県等応援職員受入決定数（※平成28年4月1日現在）

年度	要請数	決定数	団体数	充足率
平成26年度	241人	215人	43団体	89.2%
平成27年度	206人	199人	39団体	96.6%
平成28年度	197人	179人	39団体	90.9%

◆必要な人員の確保（教育委員会）

大震災で被災した児童生徒等の心のケアのため、県内の小中学校等にスクールカウンセラーを配置するなど必要な人員の確保を図りました。

また、教職員の加配を国へ要求し、県内外に避難している児童生徒を始めとする被災した児童生徒の心のケアや学習支援に必要な教員の確保を図りました。

- ・ サテライト校への教員加配 22名（平成28年度4月1日現在）
- ・ スクールカウンセラー配置 446校（平成28年度4月1日現在）
- ・ 教職員の加配 491名（平成28年度4月1日現在）

◆必要な人員の確保（警察本部）

震災対応として容認された警察官の期限付き増員（240名）について、即戦力をもって対応するため、他都道府県警察から多くの特別出向者を受け入れました。

また、復興・再生事業の進展に伴う交通情勢・治安情勢の変化に対応するため、相双方部及びいわき方部の部署に必要な人員を配置しました。

- ・ 平成28年度特別出向者 190名（39都道府県警察）

(2) 国等への働き掛け

◆国や全国の都道府県等に対する人員確保等に係る要請の実施

復興・再生事業を着実に推進していくため、全国の都道府県等に対して引き続き職員派遣の要請を行いました。

また、国に対し、機会を捉え、復興に向けた人員確保についての要望を行いました。（国や独立行政法人からの中長期的な職員派遣、職員受入経費等の震災復興特別交付税での措置）

《主な要請活動等の内容》

- ・ 全国知事会議における職員派遣要請（4月、12月）
- ・ 国（総務省、復興庁、警察庁等）に対する要望等（6月）
- ・ 自治法派遣要請訪問（各都道府県等／平成27年10月21日～12月2日）

《主な成果》

- ・ 平成27年度他県等応援職員受入決定数 179名（39団体）【再掲】
- ・ 職員受入経費等の震災復興特別交付税措置の継続
- ・ 民間企業や独立行政法人等の職員を民間企業等に在籍したまま県で採用する制度（平成24年度要望後に国が制度化）を活用し、11人を採用（JAEA、（独）都市再生機構、東京都住宅供給公社等）【再掲】
- ・ 本県警察官定員基準の増員（平成28年度240名うち39都道府県警察からの特別出向者190名）【再掲】

(3) 職員採用の見直し

◆職員採用試験の見直し等

復興・再生を担う有為な人材を確保するため、これまで競争試験の大卒程度や選考試験の保健師等で受験年齢の上限を引き上げるなどの受験資格の見直しを図ったほか、東京都で1次試験を実施するなど様々な見直しを図ってまいりました。

《平成27年度に実施した主な見直し》

① 受験資格の見直し		
選考試験	情報及び電子に関する技術職：受験年齢上限を29歳以下から35歳以下に引き上げ 漆工芸に関する技術職：受験年齢上限を29歳以下から39歳以下に引き上げ	
② 受験機会の拡大		
選考試験	任期付職員の募集開始時期の前倒し(9月→5～6月)	
③ 受験者の確保		
全般	福島県職員セミナー・県庁見学会、女性対象説明会、座談会形式説明会「ジョブトークof福島県庁」を開催し広報活動を実施した。	
個別	確保困難な獣医師の処遇見直し：初任給調整手当の増額(30,000円→35,000円)	

※上記見直しのほか、農業土木職と土木職は最終合格者数が採用予定者数を下回ったため、第2回試験を実施し人材の確保に努めた。

今後の取組 の方向性

- 引き続き様々な方策により必要な人員の確保に努めるとともに、復興・再生に係る事業等へ重点的に配置していきます。
- 本県の復興・再生を担う有為な人材の確保に向けて試験制度の見直しや採用募集活動の強化に取り組んでいくとともに、専門性を有する技術職員等確保が困難な人材について、その確保に重点的に取り組んでいきます。

3 復興・再生を担う人材の育成

(1) 職員研修の充実

◆新採用職員の育成

新採用職員一人に対して、相談相手となる先輩職員をサポート職員として配置し、職務や職場生活全般に関してマンツーマンで相談に応じる「新採用職員サポート制度」を実施しました。また、「新採用職員サポート制度」の円滑な運用を図るため、サポート職員に対して研修会を開催しました。

- ・平成27年度の新採用職員（知事部局のみ。任期付職員を含む。）に対して、サポート職員281名を設置
- ・サポート職員研修会：開催回数8回（本庁・各方部で開催）、受講者171名

◆会計事務職員の資質向上

会計事務のより一層の適正執行に向け、職務内容や経験年数に応じた研修を充実させることにより、会計事務職員の更なる資質向上を図りました。

①会計実務研修会（管理監督職員）	152名
②会計実務研修会（実務担当者）	369名
③新任会計事務職員研修会（前期）	155名
④新任会計事務職員研修会（後期）	135名
⑤財務会計システム研修会	179名
⑥出納事務職員研修会	36名
合 計	1,026名

◆専門性を有する技術職員（土木・農林土木技術職員）の育成

復旧・復興業務へ対応した専門分野の知識・技術の取得を目的として、土木及び農林技術職員に対する専門研修等を実施するとともに、任期付職員や自治法派遣職員を対象とした研修や除染など新たな業務へ対応した研修も実施しました。

また、復旧・復興に向けた業務の記録や情報共有を目的として業務発表会を開催しました。

専門研修（対象者）	受講者数
土木技術職員	850名
農林土木技術職員	269名

◆職員の意識高揚

職員の一層の意識高揚を図るため、一般職員や管理職員に対する研修を実施しました。

《管理職員対象》

- ・新任管理者特別研修 1回開催 受講者116名
- ・本庁・出先機関管理者研修会 8回開催 受講者518名

《一般職員対象》

- ・知事と職員の“チャレンジ”トーク（懇談会） 2回開催 参加者18名

◆職員のメンタルケアを含む健康管理

職員の心と身体の健康を守るため、健康相談窓口において各種相談に対応するとともに、メンタルヘルスケアに関する研修会を実施しました。

《メンタルヘルスケアに関する研修会》

メンタルヘルスサポート研修	1,230名
U30健康教育セミナー	117名
メンタルヘルス研修（新任管理者特別研修）	116名

(2) 専門性を持った人材の育成

◆民間企業や大学院等への派遣研修

専門性を持った人材を育成するため、民間企業や大学院等への派遣研修を検討し、職員を派遣しました。

《長期派遣研修（平成28年4月1日現在）》

政策研究大学院大学	1名	公共政策プログラム 防災・危機管理コース
三井物産株式会社	1名	プロジェクト本部 国内プロジェクト開発部
株式会社JTB国内旅行企画	1名	東日本事業部商品企画部
一般財団法人自治体国際化協会	1名	JETプログラム事業部
独立行政法人日本貿易振興機構	1名	バンコク事務所
東日本高速道路株式会社	1名	いわき工事事務所
国立国会図書館	1名	利用者サービス部

◆専門性を有する技術職員（土木・農林土木技術職員）の育成【再掲】

復旧・復興業務へ対応した専門分野の知識・技術の取得を目的として、土木及び農林技術職員に対する専門研修等を実施するとともに、任期付職員や自治法派遣職員を対象とした研修や除染など新たな業務へ対応した研修を実施しました。

また、復旧・復興に向けた業務の記録や情報共有を目的として業務発表会を開催しました。

専門研修（対象者）	受講者数
土木技術職員	850名
農林土木技術職員	269名

◆環境の回復・創造に向けた人材育成

環境の回復・創造に関する自治体向け研修や、大学等と連携した人材育成などの取組を含んだ環境創造センター中長期取組方針を平成27年2月に策定し、環境の回復・創造のための総合的な拠点としての役割を担う環境創造センターを平成27年10月に一部供用開始しました。

(3) 組織目標の明確化と育成型人事評価制度の確立

◆人事評価制度導入に向けた取組

「新たな人事評価制度」導入に向けて、各所属において組織目標を設定し、年間を通じた試行を実施するとともに、管理職を対象とした評価者研修会等を実施しました。

・ 新任管理者特別研修	1回開催	受講者116名【再掲】
・ 人事評価評価者研修会	7方部16回開催	受講者582名

今後の取組 の方向性

- 引き続き職員研修の充実や専門性を持った人材の育成に取り組んでいきます。
- 復興・再生に向け職員一丸となって取り組んでいくため、職員の一層の意識高揚に努めていきます。
- 復興・再生業務を適切に執行するため、引き続きメンタルケアを含む職員の健康管理に取り組んでいきます。

4 多様な主体との協働の推進

(1) 協働を推進する仕組みや体制づくり

◆民間企業等との包括連携協定

包括連携協定を締結した企業との連携をより強化し、震災からの復興や地域の活性化、県民サービスの向上を図りました。

イオン(株)	東北イオン総会・展示会を福島県内で開催(7月、10月)
(株)セブンイレブン	飯館村仮設店舗店オープン(7月) 富岡上郡山店オープン(3月)
(株)ローソン	小高商業高校と共同開発した新商品の販売(2月) 福島第一原発内に新規店オープン(3月)
(株)ファミリーマート	かわうち屋店(川内村)オープン(3月)

◆地域活動団体等と一体となった地域づくり

NPO法人等の地域活動団体が主体となる震災からの復興支援や被災者支援の取組に対して補助金を交付し、きずなの維持・再生に向けた地域づくりを支援しました。

また、地域活動団体等の自立的かつ継続的な活動を支援するため、財務会計や資金調達、情報公開などのマネジメント等の講習会を県内複数箇所で開催しました。

ふるさと・きずな維持・再生支援事業	平成27年度採択件数	28件
NPO法人等基礎的能力強化事業	平成27年度各種講座実施数	14回
	専門家派遣による研修・相談	15回

◆総合計画(ふくしま新生プラン)の進行管理における連携

総合計画(ふくしま新生プラン)について、県内7方部で地域懇談会を開催し、各地域の県民の意見等を直接伺い、県民との協働に努めました。

《地域懇談会》

- ・県内7地域で延べ8回開催(意見総数40件 参加者68名)
- ※相双地域は、南相馬市といわき市で2回開催

◆被災事業者支援のための連携

被災地域12市町村で被災した中小事業者等の事業再建及び事業継続支援のために国、県、民間で組織された「福島相双復興官民合同チーム」に県職員を派遣し、被災事業者への個別訪問活動を行いました。

また、厳しい経営環境に置かれている県内の中小事業者等の経営改善のサポートを目的に、金融機関や商工団体、税理士等が連携して支援する体制を構築するための協議会「オールふくしま中小企業・小規模事業者経営支援連絡協議会」を10月に設立しました。

<福島相双復興官民合同チーム>

- ・県職員10名を駐在(平成27年9月)
- ・事業者等訪問回数(累計) 5,273回(うち初回訪問事業者数3,512件)

<オールふくしま中小企業・小規模事業者経営支援連絡協議会>

- ・経営改善の方向性を決定 3件

(2) アウトソーシングの推進

◆公共事業等における発注者支援業務等の外部委託の活用

復旧・復興事業など膨大な量の高度な技術力を有する事業を監理するため、発注者支援業務委託やCM(コンサルティング・マネジメント)業務委託を活用し、設計図書を作成や現場監督の一部を委託しました。

《公共事業等の外部委託》

発注者支援業務委託	工事55件、除染19件
CM業務委託	10件

◆業務執行体制の効率化に向けたより一層のアウトソーシングの推進

復興・再生に向け、増大する業務に対応するため、定型的業務などの外部委託等を行い効率化を図りました。

- ・ 農林水産物の放射線モニタリングの検体採取、運搬搬入等
- ・ 補助金の申請受付、審査業務等
- ・ 福島県復興公営住宅の入居募集から選定までの業務
- ・ 民間借上げ住宅の家賃等支払業務等

(3) 専門的な知識を持った人材の活用

◆外部専門家の活用（アドバイザー等）

外部専門家をアドバイザーに委嘱し専門的知識を有する人材の活用を図りました。

《主な内容》

原子力対策監、原子力総括専門員、原子力専門員の委嘱

原子力発電所の廃炉監視態勢を強化するため、「原子力対策監」、「原子力総括専門員」及び「原子力専門員」を任命しています。

- 原子力対策監：原子力発電所の安全監視に関する県への政策提言等
- 原子力総括専門員及び原子力専門員：汚染水処理対策委員会等の国機関が開催する会議にオブザーバー出席等

「放射線と健康」アドバイザーグループの設置、市町村への助言等

放射線等の専門家で構成する「放射線と健康」アドバイザーグループ（16人）を設置し、市町村に対する助言や講演会への講師派遣等に活用しました。

- 市町村への助言等 13回、講演会等への講師派遣 10回

Jヴィレッジ復興サポーターの委嘱

本県復興のシンボルであるJヴィレッジの復興推進に向け、Jヴィレッジの復興に対する支援の輪を国内外に広げる活動や再整備に関する技術面でのアドバイス等のため、JFA大仁会長、田嶋副会長及び「なでしこジャパン」佐々木則夫監督の3名を「Jヴィレッジ復興サポーター」に委嘱しました。（平成27年7月22日委嘱、サポーター3名の肩書きは委嘱時点の役職）

福島県クリエイティブディレクターによる情報発信

平成27年4月1日に「福島県クリエイティブディレクター」に就任した、本県出身の箭内道彦氏が、アニメーション動画「みらいへの手紙～この道の途中から」を監修し、震災後に県内で実際に起こった出来事や県民の想いを国内外に強く発信しました。

◆外部専門家の活用（審査会、検討会等への参画）

審査会や検討委員会、研究会等において専門家等から助言等をいただきました。

《主な内容》

「県民健康調査」検討委員会

県民健康調査について助言を得るため、外部の専門家からなる検討委員会を開催しました。

- 「県民健康調査」検討委員会 4回開催

福島県環境創造センター県民委員会

環境創造センターの取組について、県民のニーズを反映させるため、県民委員会を開催し、県民や専門家等から意見をいただきました。

- 環境創造センター県民委員会 平成28年3月14日開催

水産資源の新たな管理・利用検討会

沿岸漁業の操業自粛により、水産資源は魚体の大型化や資源量が増加しているため、沿岸漁業の再開にあたり、新たな資源管理方策を提案するための検討会を開催し、外部の専門家から助言をいただきました。

- 水産資源の新たな管理・利用検討会 2回開催

◆廃炉安全監視協議会、廃炉安全確保県民会議による原子力発電所の安全監視

原子力工学、機械工学、放射線防護等様々な分野の専門家18名と関係13市町村で構成する「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」において、原子力発電所の廃炉に向けた中長期ロードマップに基づく国と東京電力の取組を確認しています。

加えて、県民参加による「廃炉に関する安全確保県民会議」を設置し、廃炉等の取組みが安全かつ着実に進むよう県民の皆様の目で確認等を行っています。

- ・ 廃炉安全監視協議会 11回開催
- ・ 廃炉安全確保県民会議 6回開催

◆IAEAとの連携

本県の環境回復に向けて、世界の英知を結集して取り組む必要があることから、国際原子力機関（IAEA）との協力プロジェクトを実施しました。

《IAEAとの協力プロジェクト》

平成27年 7月 6日～10日	IAEA 専門家15名が来県
平成27年12月14日～18日	IAEA 専門家15名が来県

◆除染事業の実施における連携

JAEA等と連携し、仮置場や除染に対する住民理解を促進するためのリスクコミュニケーションセミナーの開催や放射線に関する知識の普及や理解の促進を目的に大学等と連携して講習や演習を実施しました。また、環境省と共同で設置した除染情報プラザにおいて、専門家の登録を行い、地域のニーズに応じて専門家の派遣を行いました。

除染に関するリスクコミュニケーションセミナーの開催	1回
大学と連携したリスクコミュニケーション事業	2校
除染情報プラザにおける専門家の派遣数	298回

◆風評払拭に向けた情報発信の検討協議会の設置

学識経験者、メディア各社、関係団体、県等で構成する「新生！ふくしまの恵み発信会議」において、県産農林水産物等の風評払拭に向けた戦略的、効果的な情報発信のあり方を検討しました。

- ・ 新生！ふくしまの恵み発信会議 3回開催

◆大学等との共同研究の実施

県の農林水産試験研究機関と大学等が共同して、農林水産物の放射性物質対策や生産技術確立等に向けた試験研究を実施しました。

- ・ 共同研究 46件

◆地域課題の解決に向けた取組

地域行政だけでは解決できない課題の解決を図るため、専門的知見を有する研究者等を含む調査研究会を設置して解決策の検討を行い、その実践に向けた取組を支援しました。

《知のネットワークを活用した復興推進事業》

- ・ 新規採択研究 1件
- ・ 前年調査研究報告 1件

今後の取組
の方向性

- 地域住民、企業、NPO法人等の多様な主体が地域の課題についての認識を共有し、協働して課題解決に取り組む体制づくりを進めます。
- 引き続き個々の事業についてアウトソーシングの可否を検討し、定型的業務等については外部委託化を進めるなど、より一層アウトソーシングを推進し、効果的な業務執行体制の構築を図ります。
- 新たな課題に対応するため、引き続き専門的知識を有する人材の活用を図るとともに、研究機関等との一層の連携強化を図っていきます。



【取組方針】

- 1 復興・再生に当たっての課題解決に向けた連携
- 2 市町村の行政運営に対する人的支援等
 - (1) 県から市町村に対する人的支援等
 - (2) 国や全国市町村等への職員派遣要請
- 3 復興・再生に向けた取組に対する支援の充実強化
 - (1) 計画策定への対応
 - (2) 事業執行への対応
 - (3) 権限移譲の推進
 - (4) 市町村サポート体制の強化
- 4 市町村の財政運営に対する支援
 - (1) 復興財源の確保
 - (2) 原子力損害賠償の円滑な請求
 - (3) 財政健全性の確保

1 復興・再生に当たっての課題解決に向けた連携

◆県と国の協働体制による市町村との協議等

原子力災害により避難地域等となっている市町村の帰還に向けて、市町村の要望・課題に対して迅速に対応し、解決を図るため、県、国でチームを組み、協働体制を取りながら、各市町村を訪問し協議を実施しました（国、県、市町村のいわゆる『3人4脚』の連携体制）。

- ・ 市町村訪問による協議等 52回

◆避難地域市町村の今後の課題解決に向けた体制づくり

避難地域12市町村の広域連携に関する今後の進め方について議論するため、12市町村等をメンバーとする準備会議を開催しました。

また、将来像提言の主要個別項目の具体化・実現に向けて進捗管理を行うため、「福島12市町村将来像提言フォローアップ会議」を立ち上げ、国・県・市町村が連携して推進する体制を構築しました。

- ・ 避難地域12市町村等をメンバーとする準備会議 2回開催
- ・ 福島12市町村将来像提言フォローアップ会議 2回開催

◆長期避難者等の生活拠点整備実現に向けた協議

長期避難者等が避難生活を安心して送ることができるよう、受入市町村ごとに避難元市町村との個別協議を通じて、復興公営住宅の整備箇所、関連施設及び関連基盤整備の合意形成を図り、生活拠点形成を進めました。

- ・ 受入市町村ごとの個別協議 4回

◆被災市町村職員確保のための協議等

復興・再生業務が増大する中、不足する職員の確保対策についての協議の場として、被災市町村職員確保対策等連絡会議を開催しました。

また、平成28年度以降の被災市町村における職員確保の課題を把握するため、全国の市区町村に職員派遣を要請している17市町村に対してヒアリングを実施しました。

- ・ 被災市町村職員確保等連絡協議会 平成27年6月26日開催
- ・ 17市町村に対してのヒアリング 平成28年1月12日～18日実施

今後の取組の方向性

■ 市町村が当面する様々な行政課題の解決に向け、引き続き市町村と連携して取り組んでいきます。

2 市町村の行政運営に対する人的支援等

(1) 県から市町村に対する職員派遣等

◆県任期付職員の派遣

平成28年度に向けて、県において任期付職員を採用し被災市町村へ派遣するため、公募・選考を行いました。

- ・平成28年度任期付職員市町村派遣数 38名（平成25年度から27年度までの採用更新者25名含む）
（うち平成28年度採用・派遣職員数13名）※平成28年度4月2日以降採用者5名含む

◆被災市町村の人員確保に向けた支援等の取組

被災市町村における職員確保対策を協議する被災市町村職員確保対策等連絡会議において、任期付職員、再任用職員、臨時・非常勤職員の採用、他地方公共団体への継続派遣要請、復興庁からの職員派遣など人員確保について助言を行いました。

また、地方自治体OB職員等の活用を図るため、県OB職員及び県内市町村OB職員等の情報提供を行い、職員が不足する被災市町村とのマッチングを行いました。

- ・被災市町村職員確保等連絡協議会 平成27年6月26日開催【再掲】
- ・復興庁スキームにより72名のマッチング
- ・県OB職員4名（葛尾村2名、飯館村1名、双葉町1名）を採用※平成28年4月1日現在（平成27年度中採用者2名含む）
- ・県内市町村OB職員6名（葛尾村3名、川内村3名）を採用※平成28年4月1日現在

◆被災市町村採用試験等の合同説明会の実施

震災からの復旧・復興等増加する業務に対応するため、県・市長会・町村会と連携して被災市町村職員採用試験の合同説明会を東京都や郡山市で開催し、10名が採用されました。

- ・平成28年度任期付職員10名（南相馬市1名、楡葉町6名、飯館村3名）採用

◆市町村駐在職員の配置

避難指示区域等の11市町村に常駐の駐在員を配置し、関係地方振興局等に配置した担当者と連携し、支援を行い、市町村の課題・要望に対して県・国との連絡調整を図ります。

- ・市町村駐在員会議 12回開催

◆県職員の派遣

復興・再生の支援等を行うため、市町村等からの派遣要請により県職員を派遣しました。

平成26年度	29名（20市町村）
平成27年度	33名（22市町村 1市町村圏組合）
平成28年度	36名（24市町村 1市町村圏組合）

※派遣人数は自治法派遣職員及び相互人事交流職員の合計

(2) 国や全国市町村等への職員派遣要請

◆他の地方公共団体等からの職員派遣

被災市町村において不足する職員の確保に向け、国に対し、総務省を通じた他の地方公共団体からの支援に加え、国や独立行政法人からの中長期的な人的支援の要請を行いました。

また、被災3県合同で被災市町村長等と共に各都道府県市長会総会等の場での要請や全国の都道府県、市長会、町村会などを訪問し、人的支援の要請活動を行いました。

《要請訪問活動》

- ・ 都道府県、市長会、町村会等への人的支援要請訪問
(平成27年7月2日～平成27年11月25日)

《都道府県・市町村等からの派遣職員受入数》

年 度	要 請 数	決 定 数	充 足 率
平成26年度	294名	276名	93.9%
平成27年度	334名	293名	87.7%
平成28年度	324名	277名	85.5%

(平成28年4月1日現在)

今後の取組 の方向性

■ 市町村の復興・再生に向けた執行体制の構築に対し、引き続き様々な方策により人的支援に取り組んでいきます。

3 復興・再生に向けた取組に対する支援の充実強化

(1) 計画策定への対応

◆市町村の各種計画策定に当たっての県職員の参画等

市町村の各種計画策定に当たり、県職員が参画し、助言や意見調整等の支援を行いました。

市町村人口ビジョン・総合戦略の策定に当たり、担当者会議や意見交換会、市町村訪問等を行って支援・助言しました。【市町村担当者会議3回、意見交換会5回】

避難指示区域等にある市町村の復興計画策定に当たり、県職員が委員会の委員、オブザーバー、事務局等として参画し助言を行いました。【5町村31回】

「福島12市町村の将来像（主体：国・県・市町村）」策定に当たり、県と市町村の検討会を開催し協議を行い、また、有識者検討会等において、国・市町村と意見交換を行いました。【3回】

市町村国土利用計画の策定・改定に向けて、県関係機関の意見調整を行うなどの支援を行いました。【改定市町村：南相馬市】

平成27年産米の作付制限等の方針策定に当たり、国や対象市町村と密接な連携を図り、区域設定を行いました。

- ・ 作付制限 7市町村【南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村】
- ・ 農地保全管理・試験栽培 3町 【富岡町、大熊町、双葉町】
- ・ 作付再開準備 8市町村【南相馬市、川俣町、楮葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村、飯館村】
- ・ 全量生産出荷管理 1村 【川内村】

園芸品目の出荷制限解除に向けて、市町村と連携し、品目に応じた対策を検討しながら、解除後の出荷管理計画を策定しました。

【7市町村11品目で20件の出荷等制限解除計画を策定し、解除】

避難指示解除が進む中で、今後の地域公共交通ネットワーク構築の体制づくりに向けた検討会を開催しました。【検討会を2回開催 協議会の立ち上げを決定】

(2) 事業執行への対応

◆災害復旧事業への支援（農地、農業用施設等）

農地や農業用施設の災害復旧に当たり、高度な技術を必要とする工事等を県営事業として実施しました。

《県営事業実施状況》（平成27年度まで）

事業計画箇所数	発注済	完了
358箇所	258箇所	69箇所

また、農地及び農業用施設等の災害復旧事業における現地調査や災害査定設計書作成に係る支援を行いました。

《団体営（市町村）事業実施状況》（平成27年度まで）

事業計画箇所数	発注済	完了
2,824箇所	2,520箇所	2,348箇所

◆災害復旧事業への支援（公共土木施設等）

「東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律」に基づき、市町村からの要請に応じ、市町村所管施設の災害復旧工事の代行を行いました。

また、市町村とより一層連携し、スピード感を持って防災緑地や街路の整備を行うなど、復興まちづくりの推進に努めました。

《県代行工事》

- 相馬市所管の公共土木施設災害復旧事業（市道大州松川線）の代行

《復興まちづくりの推進》

- 防災緑地全10地区で工事が進捗
- 被災市街地復興土地地区画整理事業全7地区で工事が進捗
- 防災集団移転促進事業全47地区のうち43地区で造成工事が完了

◆復興公営住宅の整備

長期避難者等の生活拠点整備に向け、避難市町村等の意向を踏まえ、復興公営住宅の整備を進めました。

- ・ 4,890戸整備予定のうち建築設計に4,221戸着手、1,167戸が完成（平成28年3月31日現在）
（完成：福島市129戸、郡山市490戸、会津若松市89戸、いわき市317戸、本宮市8戸、桑折町25戸、大玉村59戸、三春町25戸、川内村25戸）
- ・ 4,890戸整備予定のうち県代行整備98戸（大玉村59戸 桑折町39戸）（※平成28年3月31日現在）

◆農林水産物の出荷制限解除に向けた連携

農林水産物に係る出荷等制限品目の解除に向けて市町村等と連携して出荷等制限解除計画を策定するとともに、モニタリング検査等を実施しました。

《検査実績》

- 米（平成27年産米） 約1,048万件（平成28年3月末現在）⇒基準値超過なし
- 園芸品目の検査件数 4,585件（平成28年3月末現在）⇒基準値超過品目なし

◆常磐自動車道の追加ICの実現に向けた連携

避難指示区域における常磐自動車道の追加ICの実現に向け、設置要望市町村、県、国等で連携を図り、一部のICの設置が許可されました。

- ・ 追加ICの設置許可 2カ所（大熊町、双葉町）

◆復興支援員の設置

市町村が取り組む復興・まちづくり事業の支援、避難者・帰還者の相談等に対応するため、県内外に復興支援員を配置しました。

また、復興支援員の活動支援及び双葉地域を拠点とする復興支援活動等を行うため、帰還促進事業員現化支援や教育環境整備等に従事する復興支援専門員を配置しました。

・復興支援員	配置人数	57名
・復興支援専門員	配置人数	8名

◆医療体制の充実に向けた連携

東日本大震災及び原発事故により大きな被害を受けた双葉郡内町村の医療体制充実強化の要望を踏まえ、住民の健康や復興事業に携わる人の医療を支えるため、楡葉町に「県立大野病院附属ふたば復興診療所（ふたばリカーレ）」を開所しました。

県立大野病院附属ふたば復興診療所 平成28年2月1日開所

平成28年3月31日までの診察患者数

・内科	578人（1日当たり13.8人）
・整形外科	385人（1日当たり15.4人）

◆JR只見線復旧に向けた連携

JR只見線の復旧に向けて、会津地方の17市町村等を構成員とする福島県JR只見線復興推進会議（会長：福島県知事）において、「只見線応援団」会員募集活動などを通じて、只見線復旧復興基金寄附金の募集を行いました。

・平成27年度末までの寄附金総額	56,593,334円（平成27年度寄附金額4,726,041円）
・只見線応援団の会員数	61,884名（平成28年3月31日現在）

◆埋蔵文化財発掘、文化財救援活動事業

復興事業に対応する発掘調査体制を強化するため文化財発掘調査専門職員の配置の見直しと増員を図りました。

また、避難区域内に所在する町の歴史資料館に残された文化財の救援活動を行いました。

《埋蔵文化財発掘調査専門職員の配置》

平成26年度	17名	（H23年度比12名増）
平成27年度	16名	（H23年度比11名増）
平成28年度	16名	（H23年度比11名増）

《文化財の救援活動》

- ・避難区域内の歴史資料館から一時保管施設（旧相馬女子高等学校）に保管している文化財393箱を県文化財センター白河館に設置した仮保管施設へ搬送・保管（累計2,887箱）

(3) 権限移譲の推進

◆オーダーマイド権限移譲

住民に身近な市町村が主体的に地域づくりに取り組むことができるよう、市町村の希望に応じた「オーダーマイド権限移譲」に取り組みました。

《平成27年度の取組》

- ・「NPOに関する事務（特定非営利活動促進法：36事務）」を伊達市に移譲
 - ・「公有地に関する事務（公有地の拡大の推進に関する法律：4事務）」を平田村・浅川町に移譲
- ※平成28年4月1日現在で19市町村に388事務を権限移譲しています。

(4) 市町村サポート体制の強化

◆市町村における人材育成

市町村職員の資質向上に資するため「うつくしま、ふくしま相互人事交流要綱」に基づく人事交流や「福島県市町村職員の実務研修に関する要綱」に基づき市町村からの実務研修生を受け入れました。

・ 人事交流 11名／実務研修生14名（平成28年4月1日現在）

◆事務の共同処理・広域処理の調整

「福島県市町村行政支援プラン」に基づき、自主的・主体的な広域連携に取り組む市町村等で構成する協議会等へ人的・財政的支援を行っています。

・ 奥会津5町村活性化協議会 県職員駐在1名（平成28年4月1日現在）
・ 双葉地方広域市町村圏組合 県職員派遣2名（平成28年4月1日現在）

◆被災市町村の復興支援窓口の一元化

被災市町村の復興支援のため、窓口を新生ふくしま復興推進本部総括班に一元化し、避難地域12市町村は避難地域復興局、避難地域以外の市町村は市町村行政課で情報把握、要望対応、対応策の検討及び対応状況の進行管理まで一貫して対応しています。

今後の取組 の方向性

- 市町村の計画策定、事業執行に当たっては、引き続き、それぞれの状況に応じた適切な支援を行います。
- 市町村への権限移譲については、個別の説明や相談対応を丁寧に行うとともに、移譲後も必要に応じた支援を行います。
- 市町村のサポート体制については、市町村における人材の育成や自主的・主体的な広域連携に取り組む市町村に対する支援等を行うとともに、県出先機関における支援体制の強化に取り組んでいきます。

4 市町村の財政運営に対する支援

(1) 復興財源の確保

◆「復興・創生期間」における復興財源の確保【再掲】

平成28年度以降5年間の「復興・創生期間」における復興財源について、あらゆる機会を捉えて、本県の実情を訴え、必要な財源の確保に取り組みました。

また、地方負担の導入や復興特別会計から一般会計への移行等が決定された復興事業については、原子力災害の影響が広範囲かつ長期に及ぶ本県の特異性を訴えた結果、負担の極小化が図られました。

《主な負担軽減》

- ・ 復興の基幹的事業や原子力災害由来事業は、引き続き全額国庫負担
- ・ 避難地域12市町村内の事業は、県事業も含めて全額国庫負担
- ・ 地方負担が必要となる東北自動車道以西の道路であっても、沿岸部や避難地域12市町村等の関連事業は、引き続き復興特別会計で措置
- ・ 平成27年度限りで終了とされた事業のうち、震災等対応雇用支援事業等の支援継続

◆震災復興特別交付税等の確保

復興財源の確保のため、平成27年度震災復興特別交付税の算定のほか、市町村の復興財源の確保を図るため、財政支援について国に対して強く要望しました。

平成27年度震災復興特別交付税（市町村分） 583億円

◆復興交付金等の拡充

復興交付金については、効果促進事業の全額国費負担の継続と、一括配分の対象事業の追加及び被災自治体の創意工夫による復興事業が迅速かつ確実に実施できるよう柔軟な運用を図ることを国に対して要望しました。

また中間貯蔵施設に関して、大熊町、双葉町が行う地権者支援を始め、地域復興に必要な様々な課題に迅速に対応できるよう交付金を交付していきます。

《復興交付金》

平成28年度当初予算 1,477億円 ※国予算措置額

《中間貯蔵施設立地町地域復興交付金》

平成28年度当初 50億円

※平成26年度から平成28年度までで総額150億円

(2) 原子力損害賠償の円滑な請求

◆原子力損害賠償の円滑な請求に向けた支援

市町村等担当者会議を開催し、県の賠償請求の状況等について説明するとともに、市町村相互の意見交換を行う場を設けるなど、市町村の賠償請求等が円滑に進むよう、県と市町村が一体となって取り組みました。

- ・市町村等担当者会議の開催 平成28年2月19日
- ・市町村訪問による担当者意見交換の実施 平成27年11月4日～11月12日

(3) 財政健全性の確保

◆市町村の財政運営への助言等

市町村の財政健全性の確保のため、市町村の財政運営に対する助言等を行うとともに、市町村が自主的に行う財政計画の策定等への助言を行いました。

《平成26年度決算に基づく健全化判断比率等の状況》

- ・実質赤字比率、連結実質赤字比率は該当団体なし
- ・実質公債費比率、将来負担比率は、全市町村で早期健全化基準を下回っている
- ・資金不足比率は1つの公営企業会計で資金不足比率が算定されたが、経営健全化基準（20%）を下回っている

《平成27年度財政計画策定団体》

- ・4団体

今後の取組 の方向性

- 市町村の復興財源の確保等について引き続き国に対して要望を行います。
- 市町村が円滑に原子力損害賠償を行うことができるよう必要な支援を行います。
- 市町村の財政健全性の確保のため、必要な助言を行います。

1 分かりやすく積極的な情報の発信

◆風評・風化対策を強化するための取組

本県の復興を着実に進め、更に加速させるために県全域かつあらゆる方面に影響を及ぼしている風評の払拭と風化の防止に取り組むため、平成27年9月に「福島県風評・風化対策強化戦略（第1版）」を策定し県のホームページで公表しました。

<福島県風評・風化対策強化戦略を策定し公表した内容>

目指す姿	平成29年度までに「震災前の水準まで回復する」＋「ふくしまブランドの再生・構築の土台がつけられる」「ふくしま」を目指し、平成32年度までに新たな復興のステージへ向かう“ふくしま”を目指すべき姿として決めました。
現状・現場の声・課題	県産品（農林水産・加工品等）、観光、教育旅行、学校給食、情報発信、海外、消費者意識の現状及び現場の声を踏まえ課題を整理しました。
対策強化の方向性	「現状・現場の声・課題」から導き出した「ターゲットを意識」、「連携を強化」、「伝わる発信」の3つの方向性を決めました。
特に強化すべき取組	風評の払拭と風化の防止を図る上で、特に強化すべき取組7つの分野を定め、年度ごとの取組方針と取組実績を作成していきます。 <7つの分野> ・県産品の販路回復・開拓 ・観光誘客の促進 ・教育旅行の回復 ・国内外への正確な情報発信 ・「共感と応援の輪」の拡大に向けた仕組みづくり ・市町村との連携 ・国との連携
目指す姿の実現に向けて	目指す姿の実現に向けて、職員一人ひとりの取組や推進体制を定め、部局連携等による一体的な取組と、統一感のある効果的な情報発信を行うことを決めました。

◆あらゆる媒体を活用した積極的な広報の実施

テレビ番組や新聞・広報誌の企画構成等を見直しながら、県内外の多くの方々に分かりやすく伝わるよう「復興の見える化」に取り組み、風評の払拭と風化の防止に向けた広報事業を積極的に展開しました。

① インターネットを活用した部局横断的な情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・フェイスブックによる情報発信（「いいね！」（=支持者）獲得数、平成28年3月31日時点 60,994件）（平成28年3月31日時点：都道府県公式フェイスブックで最多） ・ツイッターによる情報発信（平成28年3月31日時点フォロワー23,593人） ・You tubeによる情報発信（平成28年3月31日時点再生回数1,285,099回）
② 国内外に向けた情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・復興の状況をわかりやすく伝える「ポータルサイト（ふくしま復興ステーション）」を8カ国語で表記し世界に広く伝わるように多言語化を図りました。 ・ドキュメンタリーアニメーション動画「みらいへの手紙～この道の途中から～」を制作し発信しました。（動画再生回数（約18万回）【再掲】
③ 復興が進む様子を伝えるテレビ番組等を制作し提供	<ul style="list-style-type: none"> ・復興番組：FTV・FCT/週1回、KFB・TUF/月1回等 CM：年2,057回
④ 復興の状況等を地元紙・中央紙で分かりやすく特集紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・民報・民友/県政特集・年10回等 民報・民友・中央紙5紙/随時広報
⑤ 復興に向けた取組等を拡充して広報誌を構成し提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ふくしまから はじめよう。ゆめだより：年6回/約700,000部

◆復興・再生に向けた取組等の情報発信

新生ふくしま復興推進本部会議において、復興の取組等に関する情報を発信するとともに、「ふくしま復興を考える県民シンポジウム2016」の開催のほか、県外イベントでの復興発信ブース出展や若手職員のプレゼンを行いました。

また、福島復興の要となる「福島復興再生特別措置法」について、法体系、基本方針及び関連施策、各計画、優遇措置の内容について、積極的に情報発信しました。

① 復興の取組等の情報発信等

- ・ 新生ふくしま復興推進本部会議 開催回数（12回）
- ・ 若手職員6名によるプレゼンテーション隊を結成し、「ふくしま大交流フェア」（東京都）で発表（併せて復興状況のブース出展）
- ・ ふくしま復興を考える県民シンポジウム2016（H28. 3. 13、約650名の県民が参加、You Tubeで生中継）
- ・ 復旧工事の進捗状況を発信する「事業概要の小冊子（2015年度版）」20,000部の発行・配布 など

② 福島復興再生特別措置法の制度の広報・普及

- ・ 特措法に関する県ホームページを県民に分かりやすい内容にリニューアル
- ・ 特措法優遇税制手続き期限に関する広報（税理士会、商工会等）
- ・ 特措法優遇税制に関する商工会等への出前講座（2回）

③ 避難者に対するふるさとの復興情報の発信

- ・ ふるさとの復興状況を伝えるための「帰還支援アプリ」を開発し、スマートフォン、タブレット端末向けに平成27年11月からダウンロードサービスを開始（平成28年3月31日時点のダウンロード数2,312件、アクセス数7,144件）

④ 県内外避難者のニーズに応じたきめ細かな情報発信

- ・ 避難者の多い都府県に職員を派遣し、避難者からの相談対応等（14都府県13名派遣）
- ・ 各種媒体を活用し、ふくしまの情報を提供
（地元紙の送付：46都道府県の公共施設等約450箇所、946部を週2回送付）
（広報誌の送付：約41,000世帯に月2回、県外へ自主避難の約4,000世帯に月1回送付）
（地域情報紙「ふくしまの今が分かる新聞」の発行（年12回）：約41,000世帯、県外へ自主避難の約4,000世帯、46都道府県の公共施設等約1,700箇所に送付）
（避難者支援ハンドブックの発行：60,000部を発行し、避難者、関係機関等へ提供）
（復興支援員の配置：関東全域、新潟県、山形県に38名を配置）

⑤ 計画・取組状況等の普及

- ・ 復興情報ポータルサイト「ふくしま復興ステーション」（随時更新）
- ・ 「ふくしま復興のあゆみ」の発行（5回）
- ・ 企業との包括連携協定等を活用した情報発信（復興計画配布110部、復興のあゆみ配布12,207部）
- ・ 新聞、雑誌等による情報発信（県政特集欄への寄稿1回）
- ・ 説明会等の機会を通じた情報発信（11回）
- ・ 視察対応等による情報発信（12回）

◆観光や県産品の風評払拭に向けた情報発信

観光に係る風評払拭に向け、県内観光地の放射線量や食の検査体制等本県に関する正確な情報発信を行うとともに、「花」「食」「温泉」をメインテーマに実施されたデスティネーションキャンペーンや教育旅行誘致活動などを通して、本県観光の魅力について発信しました。

また、県産品の風評払拭、販路拡大を図るため、首都圏情報発信拠点「日本橋ふくしま館」において、県産品の魅力や安全性等を情報発信するとともに、「ふくしま応援シェフ」を活用した情報発信等を行うことにより、県産品のイメージ向上に取り組みました。

- ・ デスティネーションキャンペーン期間中観光入込数 県内252地点で13,575,051人（推計値）
- ・ 「日本橋ふくしま館MIDETTE」平成27年度来館者数369,736人（平成28年3月31日現在）
- ・ 教育旅行誘致キャラバン 11回（1,084箇所訪問）
- ・ ふくしま応援シェフによる県産食材使用イベント 10回、440名参加

◆消費者と生産者等との理解交流を通じた情報発信

風評に惑わされることなく自らの判断で食品の選択ができるよう、県内の農林水産業関係者の取組を広く紹介するとともに、消費者と生産者との理解交流を図り風評払拭に資する取組を実施しました。

- ・ 農産物放射能検査場の現地視察等 8回実施、延べ299名参加
- ・ 「ふくしまの今を語る人」県外派遣事業 34回派遣、のべ3,389名参加

◆県民生活の安全・安心の確保等に向けた情報の発信

① 福島県放射能測定マップの公開

空間線量率等の測定結果をホームページに掲載し情報発信しています。

- ・ 平成27年度放射能モニタリングポスト（常時測定） 3,858地点
- ・ 平成27年度放射能測定地点（随時） 13,674地点

② 農林水産物及び飲料水のモニタリング検査、米の全量全袋検査結果の公表

農林水産物の放射線モニタリング情報を県のホームページ及び県が運営する専用WEB「ふくしま 新発売。」等で提供しました。

また、水道水や飲用井戸等の放射性物質モニタリング検査結果を県ホームページで提供しました。

- ・ 農林水産物のモニタリング検査件数 23,855点
- ・ 米（平成27年産米）の全量全袋検査数 約 1,048万点
- ・ 水道水のモニタリング検査件数 延べ 12,429検体
- ・ 飲用井戸のモニタリング検査件数 延べ 1,729検体

③ 説明会やシンポジウム、セミナー等の開催

県内の消費者を対象として食品中の放射性物質に関する正確な情報や知識を提供するため、学識経験者による説明や放射能簡易分析機器を用いた実演等を交えた説明会やシンポジウム等を開催したほか、対面形式での甲状腺検査説明会や健康相談ワークショップを開催しました。

- ・ 食品と放射能に関する説明会等 77回開催、延べ5,065人参加
- ・ よろず健康相談（ワークショップ） 189回開催
- ・ 甲状腺検査説明会・出前授業 70回開催

④ 学校給食モニタリング事業の結果の公表

希望する市町村等の学校給食に含まれる放射性物質の有無や量を細密に検査し、結果を県ホームページで提供しました。

- ・ 平成27年度 2,669検体検査

◆国際会議等を活用した世界への情報発信

いわき市で開催された第7回太平洋・島サミットや海外における復興関連セミナー、留学生等を対象とするスタディツアー等様々な機会を通して、本県の復興に取り組む姿を世界に発信しました。

- ・ 第7回太平洋・島サミット（平成27年5月22日～23日）
- ・ 復興関連セミナー（平成27年7月13日ジュネーブ 平成27年7月16日ロンドン）
- ・ 駐日大使福島県視察（平成27年10月22日～23日）
- ・ 国際会議キーパーソン招へい事業（平成27年11月18日～19日）
- ・ 各スタディツアー（参加者のべ223名）

今後の取組 の方向性

- 風評・風化対策監の下、県として新たに策定した「福島県風評・風化対策強化戦略」に基づき、民間及び各行政機関と連携した一体的な取組と統一感のある効果的な情報発信を推進し、風評払拭と風化防止を図っていきます。
- 引き続き県内外避難者のニーズに応じたきめ細かな情報発信に取り組めます。

2 継続的な行財政改革への取組

◆ 公社等外郭団体、企業局事業、県立病院等の見直し

公社等外郭団体の見直しや企業局事業の見直し、県立病院の見直し、ファシリティマネジメントなど個別の行財政改革の課題については、それぞれの計画の中で目標や期間を明確にし、適切に進行管理を行いながら継続的に取り組んでいます。



福島県復興シンボルキャラクター
「ふくしまから はじめよう。キビタン」

お問い合わせ先

福島県 総務部 行政経営課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 Tel 024-521-7893

E-mail organization_management@pref.fukushima.lg.jp